

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.025

処 分 名	危険物施設の位置、構造及び設備の基準適合命令
処 分 の 概 要	製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が消防法に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第12条第2項
処 分 基 準	◎製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が消防法に規定する技術上の基準に適合していないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■消防法

第12条第2項 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

■消防法

第10条第4項 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

■危険物の規制に関する政令

第3章 製造所等の位置、構造及び設備の基準